

第129期

定時株主総会 招集ご通知

日時 平成29年6月29日（木曜日）
午前10時

場所 奈良市橋本町16番地
当行本店6階大会議室

目次

第129期定時株主総会招集ご通知	1
インターネットによる 議決権行使のお手続きについて	3

【添付書類】

第129期 事業報告	5
第129期 計算書類	31
第129期 連結計算書類	33
監査報告書	35

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件	38
第2号議案 取締役9名選任の件	39



経 営 理 念

- 健全かつ効率的な経営に努めます。
- 優れた総合金融サービスを提供します。
- 地域の発展に尽くします。
- 信頼され親しまれる、魅力的な銀行をめざします。

ごあいさつ



株主の皆さまには平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
当行第129期定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

当行は“銀行および当行営業地域の活力を創造する”とした経営ビジョン「活力創造銀行」の実現に向け、4月から中期経営計画「活力創造プランⅡ ～変革と挑戦～」(平成29年4月～平成32年3月)をスタートさせました。

新中期経営計画においては、「金融環境の変化を踏まえ、筋肉質な体質への改革に取り組む3年間とし、85周年を迎える最終年度には、収益面や財務体質等において確実に成果をあげていく」と位置づけ、「地域経済力の創出」「お客さま志向のサービス提供」「業務刷新による生産性・収益性の向上」「高度な経営管理態勢の構築」に取り組んでまいります。

私どもは今後とも一層の研鑽に励み、「人材の質」「営業の質」「事務の質」を向上させ、真に求められる質の高い金融サービスをご提供することにより、将来に亘り地域の皆さまとともに成長を続けてまいりたいと考えております。

株主の皆さまの更なるご支援とご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。

平成29年6月

取締役頭取 橋本隆史

証券コード8367

平成29年6月13日

奈良市橋本町16番地
株式会社 南都銀行
取締役頭取 橋本 隆史

株主の皆さまへ

第129期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当行第129期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。平成29年6月28日（水曜日）午後5時までに議決権を行使いただきますようお願いいたします。

敬 具

記

1 日 時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時

2 場 所 奈良市橋本町16番地 当行本店6階大会議室

3 目的事項

- 報告事項**
- 第129期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件
 - 第129期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類
監査結果報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役9名選任の件

4 議決権行使についてのご案内

議決権の行使には、次の3つの方法がございます。

株主総会に出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

平成29年6月29日（木）
午前10時

郵便による議決権行使の場合

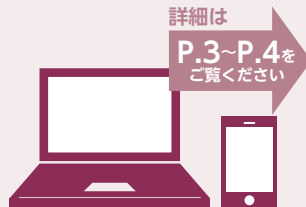


同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

平成29年6月28日（水）
午後5時まで

インターネットによる議決権行使の場合



議決権行使ウェブサイト (<http://www.evote.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

平成29年6月28日（水）
午後5時まで

- (1) インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権の行使として取扱います。
- (2) 議決権行使書とインターネットの両方で議決権を重複行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効な議決権の行使として取扱います。

以上

◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願いいたします。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、下記①から③までの事項につきましては、法令及び定款第17条の規定にもとづき、当行ホームページ (<http://www.nantobank.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。

①事業報告の「当行の新株予約権に関する事項」

②計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

監査役が監査した事業報告、計算書類及び連結計算書類は、本招集ご通知に添付の事業報告、計算書類及び連結計算書類のほか、上記①から③までの事項となります。また、会計監査人が監査した計算書類及び連結計算書類は、本招集ご通知に添付の計算書類及び連結計算書類のほか、上記②及び③の事項となります。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正事項を当行ホームページ (<http://www.nantobank.co.jp/>) に掲載させていただきますのでご了承ください。

◎当日、当行役職員は軽装にてご対応させていただきます。株主の皆さまにおかれましても軽装にてご出席くださいますようお願いいたします。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願いいたします。

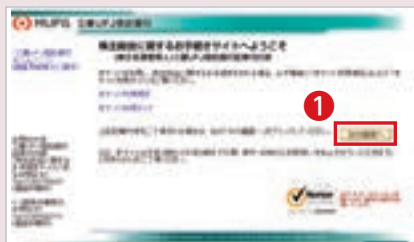
当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

インターネットによる議決権行使方法について

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

<http://www.evote.jp/>

①「次の画面へ」をクリック



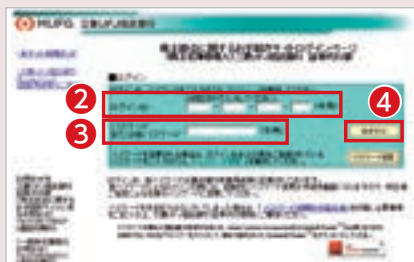
2 ログインする*

議決権行使書用紙に記載された

②「ログインID」および

③「仮パスワード」をご利用いただき、

④「ログイン」をクリック



3 メニューから議決権行使を選択

現在のパスワードを

⑤「現在のパスワード入力欄」に、

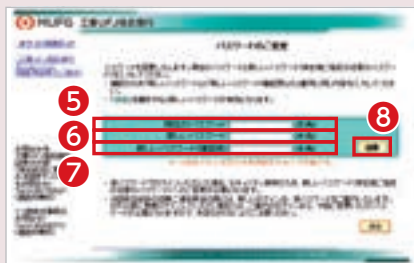
新しいパスワードを

⑥「新しいパスワード入力欄」と

⑦「新しいパスワード（確認用）

入力欄」の両方に入力し、

⑧「送信」をクリック



以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

※株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

※株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

■ 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）*から、当行の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取扱いを休止します。）
*「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。
- (2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成29年6月28日（水曜日）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

■ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主さまのご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。

以上

システム等に
関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 **0120-173-027**（受付時間9:00～21:00、通話料無料）

<機関投資家の皆さまへ>

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。

第129期 事業報告 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)**1 当行の現況に関する事項****(1) 事業の経過及び成果等**

当行は、奈良県を中心として京都府、大阪府、和歌山県、三重県、兵庫県及び東京都に店舗を展開し、預金業務、貸出業務、内国為替業務及び外国為替業務等の銀行業務、並びに商品有価証券売買業務及び有価証券投資業務等の証券業務その他の金融サービスに係る事業を行っております。

● 国内経済の動き

当期におけるわが国経済は、年度前半は新興国経済の低迷や英国のEU離脱問題等の影響から株安・円高基調が進行し、輸出・生産面や個人消費の動きに足踏みが見られましたが、年度後半にかけて、内外経済の先行きに対する不透明感が和らいだことや、昨年11月の米大統領選挙を背景に、株高・円安が進む展開となり、全体としては緩やかな回復基調が続きました。

一方、金融面におきましては、昨年9月に日本銀行が「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」の導入を決定し、物価上昇率が安定的に2%を超えるまで金融緩和を続ける姿勢を示しました。

こうした情勢のもと、日経平均株価は、英国のEU離脱決定を受けた昨年6月に一時15,000円を割り込みましたが、当期末は19,000円近辺まで回復いたしました。また、対米ドル円相場におきましても、一時は100円を割り込む局面もありましたが、当期末には110円台へと円安が進行いたしました。長期金利の指標である新発10年物国債流通利回りにおきましては、マイナス金利政策の導入以降マイナス圏での推移が続く中、昨年11月に再びプラス圏へと反転いたしました。同月に日本銀行による指し値オペが実施されるなど、「イールドカーブ・コントロール」のもと、金利上昇は限定的となりました。

● 地元経済の動き

奈良県を中心とする地元経済におきましては、天候不順による食料品価格の高騰や、原油価格の上昇等の影響から、一部の業種で収益環境の改善に遅れが見られる一方、年初来の株安・円高基調が落ち着きを取り戻し、米国経済の先行きに対する期待感から業績に好影響を及ぼす企業も見られるなど、企業の景況感にはバラツキが見られました。

個人消費では、百貨店・スーパー販売額におきまして、惣菜をはじめとした食料品が堅調に推移する一方、残暑が長引いた影響により衣料品販売が不振となるなど、全体としては一進一退の動きとなりました。

地元の観光動向につきましては、国内外からの観光客が増加しており、引き続き地元経済に好影響を及ぼす動きとなりました。

● 当行の業績

以上のような経済・金融環境のもとで、当行は地域に密着した着実な営業活動を展開し営業基盤の拡充と経営体質の強化に努めた結果、当期の業績は次のようになりました。

<預金>

金融商品・サービスの充実に取り組むとともに安定的な資金調達に注力いたしました。この結果、個人預金が堅調に推移したことから、預金は期中175億円増加し、当期末残高は4兆7,477億円となりました。一方、譲渡性預金については、期中185億円減少し、当期末残高は330億円となりました。なお、投資信託等の預かり資産は、期中104億円減少し、当期末残高は2,049億円となりました。

<貸出金>

地域経済の活性化に向けて引き続き地域密着型金融を推進し、法人や個人のお客さまの様々なニーズに的確かつ迅速にお応えするとともに、地方公共団体からの資金のご要請にも積極的に応えいたしました。この結果、貸出金は期中641億円増加し、当期末残高は3兆2,623億円となりました。

<有価証券>

市場動向を注視しつつ、効率的な運用を行った結果、有価証券は国債や外債を中心として期中1,098億円減少し、当期末残高は1兆6,880億円となりました。

<損益>

金融緩和が継続するなか、貸出金利鞘が縮小するなど依然として厳しい収益環境が続きましたが、有価証券関係損益が増加したことや経費の削減努力等により、経常利益は前期と比べ29億円増加して160億円となりました。また、当期純利益は、前期と比べ4億円増加して121億円となりました。

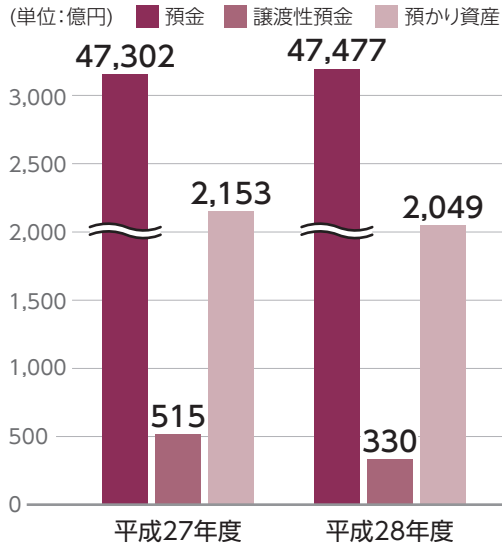
<店舗>

当行はお客さまの利便性の向上や営業力の強化及び効率化の観点から、店舗網の整備に継続して取り組んでおります。

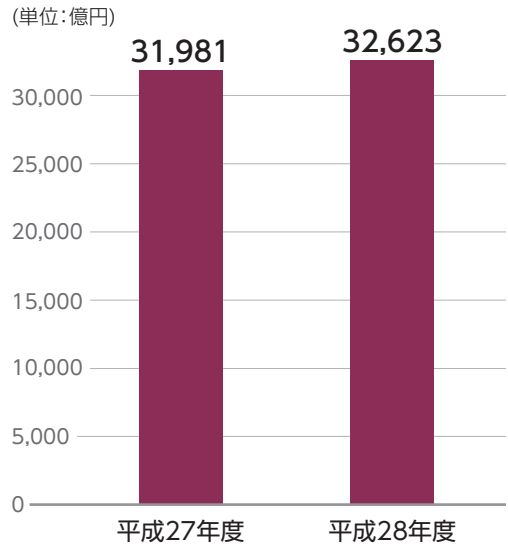
当期におきましては、地域における金融ニーズの高まりから、昨年10月に「西大寺支店 西大寺駅南出張所」を開設したほか、昨年7月に「名張支店 桔梗が丘出張所」、今年3月に「大宮支店」を新築移転オープンいたしました。

大阪地域におきましては、昨年4月に「和泉支店」を新築移転オープンし、今年1月に「平野支店」を八尾支店1階に開設いたしました。これにより尼崎を含む大阪府エリアにおいて

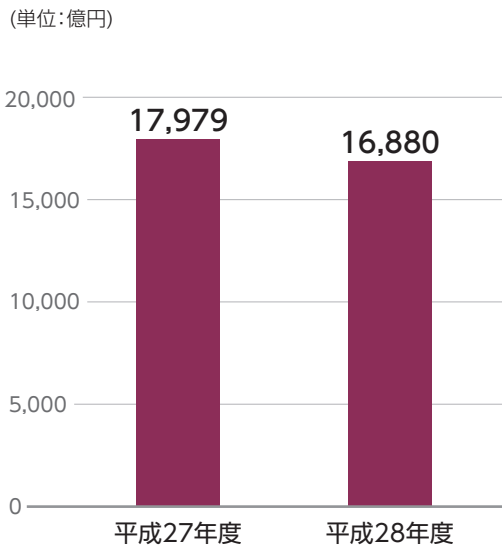
預 金



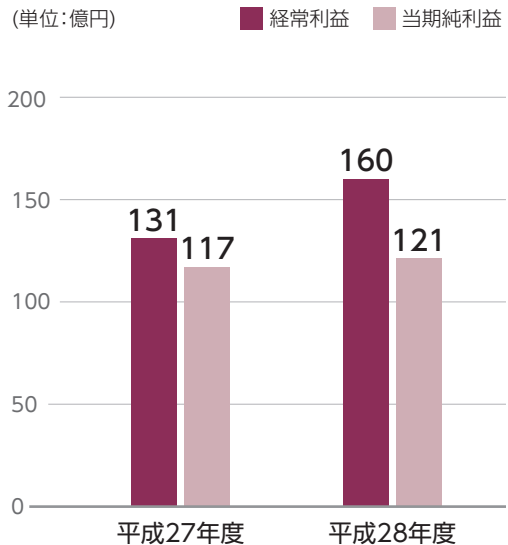
貸出金



有価証券



損 益



は20か店の体制となり、より一層地域に根ざした営業活動を展開しております。

また、非対面チャネルの充実や、渉外人員の増員等を通じて、地域のお客さまにきめ細やかな金融サービスの提供を進める一方、業務の効率化を図る観点から、昨年11月に「三山木支店」を出張所に変更し、今年1月に「白庭台駅前支店 あすか野出張所」を廃止、今年2月に「登美が丘支店 鹿ノ台出張所」と「平群支店 平群北出張所」を、それぞれ「登美が丘支店」「平群支店」内に移転いたしました。

この結果、当期末の店舗ネットワークは、前期末に比べ1か店増加して本支店・出張所計136か店、代理店3か店となりました。

<その他の主な施策>

当行は、お客さま満足の向上を図るため、様々な商品・サービスの充実等に取り組んでおります。

■ 個人向け商品・サービス

個人のお客さまには、あらゆる世代における最も身近な相談相手として、各々のライフステージにしっかりと寄り添った活動を展開しております。

「証券ビジネス」「相続ビジネス」を強化するため、昨年12月、「金融商品仲介業務」の取扱店舗を代理店を除く全営業店に拡大するとともに、近畿圏の地方銀行として初めて信託業務の兼営の認可を取得し、今年4月より「遺言代用信託」や「遺言信託」等の取扱いを開始しております。

また、お客さまの幅広いニーズに対応していくため、今年1月に個人型確定拠出年金「<ナント>DC個人型プラン」の取扱いを開始いたしました。その他、昨年8月に女性のための商品・サービスの開発に取り組むプロジェクトチーム「ジュエリーナ」を発足させ、同月に「<ナント>『女性専用ローン』」、10月に「<ナント>赤ちゃん定期預金」（平成30年3月までの取扱い）、今年3月に女性専用医療保険2商品の取扱いを開始いたしました。

非対面チャネルの活用につきましては、今年1月に生命保険のインターネット申込みをスタートし、3月にはスマートフォンから普通預金の口座開設やカードローンをお申し込いただけるアプリを導入するなど、お客さまの利便性向上に努めております。

■ 法人向け商品・サービス

法人・事業所のお客さまには、各々の成長ステージに合わせたソリューションをご提供しております。

創業・新事業支援といたしまして、昨年7～10月には、一昨年に引き続き、地域経済・社会への貢献に繋がるビジネスプランを募集し、採択したプランについて当行が事業化を支援するプロジェクト「<ナント>サクセスロード」を実施いたしました。

お客さまのさらなる成長を支援する取組みといたしましては、昨年11月の「地方銀行フードセレクション2016」や、昨年12月の「<ナント>ものづくり元気企業マッチングフェア2016」、今年3月の「ナント『食』と『モノ』の商談会in東京2017」等において、販路拡大のためのビジネスマッチングの機会を積極的に提供いたしました。

また、昨年11月、国際協力機構（JICA）と「業務連携・協力に関する覚書」を締結し、地元企業の海外ビジネスサポートをより一層充実させております。

経営改善支援といたしましては、専門のノウハウを持ったスタッフが、外部機関とも連携しながら、経営改善計画の策定支援等を実施し、業況改善に取り組む企業の支援・育成に努めております。

■ 地域の活性化

観光振興の取組みといたしましては、昨年4月と今年3月に「奈良県観光活性化ファンド」による投資を実行し、奈良県内の観光産業の活性化への貢献に努めております。

また、昨年7月に、当行運営の観光サイト「ええ古都なら」を全面リニューアルしたほか、昨年9月と今年1月には、宿泊観光客誘致の仕組み作りを目的に「観光力創造塾」を開催し、昨年11月～12月には、奈良県南部・東部地域の観光振興の取組みとして、「クラブツーリズム株式会社」との連携ツアーを実施いたしました。

その他、今年3月には、町家利活用の促進を目的に「奈良町“空き家・町家”見学ツアー」を実施するなど、地域の活性化に向けた取組みを強化しております。

<前中期経営計画の達成状況>

前中期経営計画に掲げた計数目標の達成状況は、以下のとおりです。

日銀のマイナス金利政策の導入など、金融環境の変化を受け厳正な金利運営を実施したことから「預金残高」は目標を下回っておりますが、「当期純利益」と「貸出金残高」は目標を達成しております。

<平成28年度>

	実績	中計目標
①当期純利益	121億円	80億円以上
②貸出金残高	3兆2,623億円	3兆2,500億円以上
③預金残高	4兆7,477億円	5兆円以上

● 当行の対処すべき課題

当行を取り巻く環境は、日本銀行のマイナス金利政策や、他行庫との競合の激化など大きく変化しており、また将来の人口減少によるマーケット縮小等も考えると、今後の収益環境はますます厳しさを増していくものと予想されます。

こうした情勢のもと、当行は、創立90周年（平成36年）までの経営ビジョンを「活力創造銀行」として、営業地域及び当行の活力を創造する銀行を目指しており、本ビジョンを実現させていくため、今年4月より中期経営計画「活力創造プランⅡ ～変革と挑戦～」(期間：平成29年4月～平成32年3月)をスタートさせました。

本計画は、「金融環境の変化を踏まえ、筋肉質な体質への変革に取り組む3年間とし、85周年を迎える最終年度には、収益面や財務体質面等において確実に成果をあげていく」と位置づけ、「地域経済力の創出」「お客さま志向のサービス提供」「業務刷新による生産性・収益性の向上」「高度な経営管理態勢の構築」に取り組んでおります。

重点戦略としては、「地域の活性化」「4つの改革の推進」「経営管理の高度化」の3点を掲げ、特に「4つの改革の推進」においては、「意識改革」「営業改革」「事務改革」「経費改革」について、10の戦略を設定し、強力にビジネスモデルの改革を進めております。

当行が、この「改革」において目指すところは、お客さまに真に質の高いサービスを提供できる銀行に変わっていくということであり、地域のお客さまへの貢献が、当行の発展にも繋がるビジネスモデルの構築を目指しております。

今後も当行は、役職員一同持てる力を最大限発揮して、地域経済の発展と当行企業価値のさらなる向上に尽力してまいりますので、株主やお取引先の皆さまにおかれましては、何卒倍旧のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
預金	45,970	47,024	47,302	47,477
定期性預金	22,704	22,536	22,356	21,019
その他	23,266	24,487	24,945	26,457
社債	200	—	—	—
貸出金	29,839	30,887	31,981	32,623
個人向け	8,615	8,780	9,013	9,328
中小企業向け	10,110	10,139	10,380	11,021
その他	11,113	11,967	12,587	12,272
商品有価証券	2	2	3	0
有価証券	19,073	16,934	17,979	16,880
国債	11,504	8,876	7,464	6,135
地方債	1,972	1,748	1,913	1,840
その他	5,596	6,309	8,601	8,904
総資産	51,749	53,176	54,946	58,029
国内為替取扱高	240,638	245,925	251,926	230,707
外国為替取扱高	百万ドル 1,738	百万ドル 1,499	百万ドル 1,532	百万ドル 1,281
経常利益	百万円 18,223	百万円 16,379	百万円 13,101	百万円 16,059
当期純利益	百万円 8,827	百万円 9,752	百万円 11,706	百万円 12,116
1株当たり当期純利益	円 銭 32 84	円 銭 36 36	円 銭 436 36	円 銭 451 46

- 注 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 平成28年10月1日付で10株を1株に株式併合しております。1株当たり当期純利益は、平成27年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	2,615人	2,669人
平均年齢	38年3月	37年11月
平均勤続年数	16年0月	15年8月
平均給与月額	407千円	408千円

- 注 1. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当年度末		前年度末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
奈良県	89	(18)	89	(18)
京都府	15	(4)	15	(3)
大阪府	19	(ー)	18	(ー)
和歌山県	8	(2)	8	(2)
三重県	3	(2)	3	(2)
兵庫県	1	(ー)	1	(ー)
東京都	1	(ー)	1	(ー)
合計	136	(26)	135	(25)

- 注 上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所を2か所（前年度末2か所）、店舗外現金自動設備を199か所（前年度末200か所）それぞれ設置しております。このほか、店舗外現金自動設備を株式会社イーネット参加銀行と共同で13,499か所（前年度末13,536か所）、株式会社セブン銀行及び同行との提携銀行と共同で21,694か所（前年度末22,472か所）及び株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスと共同で11,915か所（前年度末11,191か所）それぞれ設置しております。

□ 当年度新設営業所

営業所名	所在地
西大寺支店 西大寺駅南出張所	奈良県奈良市西大寺国見町一丁目2番1号
平野支店	大阪府八尾市光南町一丁目1番25号

注 1. 当年度において、白庭台駅前支店 あすか野出張所を廃止いたしました。

2. 当年度において、三山木支店を京田辺支店 三山木出張所に種類変更いたしました。

3. 当年度において、次の店舗外現金自動設備を新設いたしました。

大淀支店 南奈良総合医療センター出張所	(奈良県吉野郡大淀町)
木津支店 中村屋梅美台店出張所	(京都府木津川市)
耳成支店 榎原総合庁舎出張所	(奈良県橿原市)
西大寺支店 ならファミリー出張所	(奈良県奈良市)
高田本町支店 コープなんごう出張所	(奈良県大和高田市)
白庭台駅前支店 あすか野出張所	(奈良県生駒市)
登美が丘支店 鹿ノ台中央出張所	(奈良県生駒市)
平群支店 緑ヶ丘出張所	(奈良県生駒郡平群町)
西ノ京支店 ニューヤマザキデイリーストア西の京病院店出張所	(奈良県奈良市)

4. 当年度において、次の店舗外現金自動設備を廃止いたしました。

西大寺支店 ならファミリー出張所	(奈良県奈良市)
松井山手支店 コープ京田辺出張所	(京都府京田辺市)
西大寺支店 西大寺国見町出張所	(奈良県奈良市)
名張支店 パークシティなばり出張所	(三重県名張市)
新庄支店 シャープ葛城出張所	(奈良県葛城市)
真美ヶ丘支店 コープ真美ヶ丘出張所	(奈良県香芝市)
郡山支店 シャープ奈良出張所	(奈良県大和郡山市)
真弓支店 北大和出張所	(奈良県生駒市)
大宮支店 デイリーヤマザキ奈良大宮店出張所	(奈良県奈良市)
高田北支店 オークタウン大和高田出張所	(奈良県大和高田市)

ハ 銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
なんぎん代理店株式会社	奈良県奈良市大宮町四丁目297番地の2	—

二 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	4,187
----------------	-------

注 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内容	金額	
	投資総額	当年度支払額
(新設)		
名張支店 桔梗が丘出張所の新築・移転	200	200
西大寺国見町ビルの新築	442	305
大宮支店の新築・移転	502	502
平野支店の新築・移転	168	75
桜井支店仮店舗の設置	97	97
桜井支店の新築・移転	795	240
ソフトウェアの取得	1,524	1,524
リース資産の取得	712	712
(処分・除却)		

注 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況
該当ありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要 業務内容	設立 年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
				百万円	%	
南都地所株式会社	奈良市橋本町 16番地	不動産賃貸・ 管理業	昭和44年 11月8日	30	100	—
南都ビジネスサービス 株式会社	奈良市南京終町 1丁目93番地2	銀行の事務 代行等業務	昭和59年 6月1日	10	100	—
南都信用保証株式会社	奈良市下三条町 1番地1	信用保証業	昭和59年 10月9日	10	100	—
南都リース株式会社	奈良市大森町 52番地の1	リース業	昭和59年 12月22日	500	100	—
南都コンピュータサービス 株式会社	奈良市南京終町 1丁目93番地2	ソフトウェア 開発等業務	昭和61年 7月1日	10	100	—
南都投資顧問株式会社	奈良市大宮町 4丁目297番地の2	投資顧問業	昭和61年 11月21日	120	100	—
南都ディーシーカード 株式会社	生駒市東生駒 1丁目61番地7	クレジット カード業	平成2年 10月12日	50	100	—
南都カードサービス 株式会社	生駒市東生駒 1丁目61番地7	クレジット カード業	平成2年 12月10日	50	100	—
南都スタッフサービス 株式会社	奈良市大宮町 4丁目297番地の2	職業紹介・ 人材派遣業	平成3年 3月18日	20	100	—
なんぎん代理店 株式会社	奈良市大宮町 4丁目297番地の2	銀行代理業	平成21年 10月6日	50	100	—

注 南都リース株式会社は、平成28年12月22日付で資本金を50百万円から500百万円に増額しております。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れのサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
植野 康夫	取締役会長		
橋本 隆史	取締役頭取（代表取締役）		
吉田 幸作	専務取締役（代表取締役） 監査部担当		
北 義彦	常務取締役（代表取締役） コンプライアンス統括部、 リスク統括部、人事部担当		
箕輪 尚起	常務取締役 審査部、市場運用部、 事務統括部、 システム統括部担当		
萩原 徹	常務取締役 秘書室、経営企画部、 総務部担当		
河井 重順	常務取締役 営業戦略本部長 営業統括部、法人営業部、 個人営業部、 プライベートバンキング部、 公務・地域活力創造部、 大阪地区本部担当		
中川 洋	取締役（社外取締役）	損害保険ジャパン日本興亜 株式会社 顧問 三菱石油株式会社 監査役（社外監査役）	
北村 又左衛門	取締役（社外取締役）	北村林業株式会社 代表取締役社長	

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
橋本 正昭	監査役（常勤）		
半田 隆雄	監査役（常勤）		
吉川 勝久	監査役（社外監査役）	学校法人帝塚山学園 理事長	
中村 正博	監査役（社外監査役）	三菱UFJリサーチ＆ コンサルティング株式会社 代表取締役副社長	
(当年度中に辞任した役員)			
半田 隆雄	取締役執行役員 人事部長		平成28年 6月29日辞任
中室 和臣	取締役執行役員 個人営業部長		平成28年 6月29日辞任
和田 哲哉	監査役（社外監査役）	三菱UFJニコス株式会社 代表取締役会長 三菱総研DCS株式会社 社外取締役	平成28年 5月28日 逝去により辞任
西田 正秀	監査役（社外監査役）	わかかさ法律事務所 弁護士	平成28年6月 29日辞任

注 1. 取締役 中川洋氏及び北村又左衛門氏並びに監査役 吉川勝久氏及び中村正博氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

2. 当年度中に辞任した役員の地位及び担当は辞任時のものであります。

3. 当行は執行役員制度を採用しております。取締役を兼務していない執行役員は次のとおりであります。

(年度末現在)

氏名	地位	担当
澤村 清秀	常務執行役員	大阪地区本部長
西川 恵造	執行役員	東京支店長
中室 和臣	執行役員	個人営業部長
和田 悟	執行役員	審査部長
横谷 和也	執行役員	経営企画部長
大西 知巳	執行役員	市場運用部長
東川 晃三	執行役員	大阪中央営業部長

注 執行役員 近藤 朗氏は平成29年3月31日をもって退任しております。

4. 平成29年4月1日付で「コンプライアンス統括部」を「コンプライアンス部」に、「リスク統括部」を「リスク管理部」に、「営業統括部」を「営業支援部」に、「事務統括部」を「事務サポート部」に及び「システム統括部」を「システム部」にそれぞれ改称いたしました。

また、同日付をもって役員体制を一部変更し、以下のとおり役員及び取締役を兼任していない執行役員の地位及び担当の変更を行いました。

① 役員

(平成29年4月1日現在)

氏名	地位	担当
橋本 隆史	取締役頭取 (代表取締役)	監査部担当
北 義彦	取締役専務執行役員 (代表取締役)	コンプライアンス部、リスク管理部、人事部担当
箕輪 尚起	取締役専務執行役員 (代表取締役)	秘書室、審査部、市場運用部、総務部担当
萩原 徹	取締役常務執行役員	経営企画部、事務サポート部、システム部担当
河井 重順	取締役常務執行役員 営業戦略本部長	営業支援部、法人営業部、個人営業部、プライベートバンキング部、公務・地域活力創造部、大阪地区本部担当
吉田 幸作	取締役	

② 取締役を兼務していない執行役員

(平成29年4月1日現在)

氏名	地位	担当
西川 恵造	常務執行役員	東京支店長
中室 和臣	執行役員	監査部長
西川 和伸	執行役員	本店営業部長
小中 貴弘	執行役員	事務サポート部長
杉浦 剛	執行役員	桜井支店長

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等
取締役	15名	267
監査役	7名	44
計	22名	311

- 注 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 支給人数には、平成28年5月28日逝去により辞任した監査役1名並びに平成28年6月29日開催の第128期定時株主総会終結の時をもって退任又は辞任した取締役6名及び監査役2名を含めております。
3. 取締役の報酬等の額には、株式報酬型ストック・オプションとして付与いたしました新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額25百万円を含めております。

4. 取締役及び監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第118期定時株主総会においてそれぞれ年額600百万円以内及び100百万円以内と決議いただいております。また、取締役に対する株式報酬型ストック・オプションの報酬限度額は、平成22年6月29日開催の第122期定時株主総会において年額70百万円以内と決議いただいております。
5. 役員の報酬等につきましては、取締役会が報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を以下のとおり定め、本方針に基づき報酬額等を決定しております。
 取締役の報酬等については、役位別の責務に応じ固定的な報酬として支給する「月額報酬」及び「株式報酬型ストック・オプション」とする。
 - ・月額報酬は、「役員報酬規程」に基づき取締役会の決議により決定し、その総額は株主総会の承認を得た年額600百万円以内とする。
 - ・「業績及び企業価値の向上」と「株主重視の経営意識向上」を図るため、株式報酬型ストック・オプションを割り当てる。株式報酬型ストック・オプションは、「役員報酬規程」及び「ストック・オプション規程」に基づき取締役会の決議により割当数を決定し、その総額は株主総会の承認を得た年額70百万円以内とする。
 また、監査役の報酬については、監査役の独立性を高め企業統治の一層の強化を図る観点から、その職務に応じた固定的な報酬として支給する「月額報酬」とする。
 - ・月額報酬は、「役員報酬規程」に基づき監査役の協議により決定し、その総額は株主総会の承認を得た年額100百万円以内とする。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
中川 洋 (取締役)	
北村 又左衛門 (取締役)	会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。
吉川 勝久 (監査役)	
中村 正博 (監査役)	

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
中川 洋 (取締役)	<p>損害保険ジャパン日本興亜株式会社の顧問及び三菱石油株式会社社外監査役であります。</p> <p>なお、損害保険ジャパン日本興亜株式会社と当行の間には定常的な銀行取引がありますが、同社と当行との関係は、同氏の当行社外取締役としての職務遂行に影響を与えるものではありません。</p> <p>また、三菱石油株式会社と当行の間には特別の関係はありません。</p>
北村 又左衛門 (取締役)	<p>北村林業株式会社の代表取締役社長であります。</p> <p>なお、同社と当行の間には定常的な銀行取引があり、また、同社は当行株式を保有しておりますが、同社と当行との関係は、同氏の当行社外取締役としての職務遂行に影響を与えるものではありません。</p>
吉川 勝久 (監査役)	<p>学校法人帝塚山学園の理事長であります。</p> <p>なお、同学校法人と当行の間には定常的な銀行取引がありますが、同学校法人と当行との関係は、同氏の当行社外監査役としての職務遂行に影響を与えるものではありません。</p>
中村 正博 (監査役)	<p>三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社代表取締役副社長であります。</p> <p>なお、同社と当行の間には同社のインターネットサービス提供に係る取引及び信用リスク管理の高度化に向けたコンサルティング取引がありますが、同社と当行との関係は、同氏の当行社外監査役としての職務遂行に影響を与えるものではありません。</p>

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
中川 洋 (取締役)	10ヵ月	平成28年6月29日就任以降開催の取締役会9回の全てに出席しております。	金融機関における長年の実務経験が豊富で、その専門的な知識を活かして、当行の経営全般に対して適切な助言・提言を行っております。
北村 又左衛門 (取締役)	10ヵ月	平成28年6月29日就任以降開催の取締役会9回の全てに出席しております。	企業経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、銀行業界以外からの客観的な観点から、当行の経営全般に対して適切な助言・提言を行っております。
吉川 勝久 (監査役)	1年10ヵ月	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会15回のうち14回に出席しております。	幅広い見識を有しており、銀行業界以外からの客観的かつ中立的な観点から、当行の経営全般に対して適切な助言・提言を行っております。
中村 正博 (監査役)	10ヵ月	平成28年6月29日就任以降開催の取締役会9回の全てに出席しており、また、平成28年6月29日以降開催の監査役会9回の全てに出席しております。	銀行業務全般に精通しており、その専門的な知識及び実務経験を活かして、当行の経営全般に対して適切な指導及び監査を行っております。

注 上記のほか、会社法第370条及び定款第27条に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面会議が1回あります。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	7名	25	—

- 注 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 支給人数には、平成28年5月28日逝去により辞任した監査役1名並びに平成28年6月29日開催の第128期定時株主総会終結の時をもって退任又は辞任した取締役1名及び監査役1名を含めております。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4 当行の株式に関する事項

- (1) 株式数 発行可能株式総数 64,000千株
 発行済株式の総数 27,275千株
 (自己株式437千株を含む)
 注 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
- (2) 当年度末株主数 12,251名
- (3) 大株主(上位10名)

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
	千株	%
日本生命保険相互会社	1,053	3.92
明治安田生命保険相互会社	1,043	3.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,001	3.73
南都銀行従業員持株会	774	2.88
住友生命保険相互会社	662	2.46
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	540	2.01
株式会社三菱東京UFJ銀行	508	1.89
DMG森精機株式会社	476	1.77
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	451	1.68
北村林業株式会社	418	1.55

- 注 1. 当行は、自己株式437千株を保有しておりますが、上記の大株主からは除いております。
 2. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 3. 持株比率は、自己株式(437千株)を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 松山 和弘	64	<p>当行監査役会は、会計監査人及び行内関係部門からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、前期の職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠等を確認し検討した結果、適正な監査を実施するために妥当な水準であると判断し、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。</p> <p>当行は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である、F A T C A対応に関する専門的指導・助言業務を委託し、対価を支払っております。</p>
指定有限責任社員 秋宗 勝彦		
指定有限責任社員 紀平 聡志		

- 注 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないためこれらの合計額を記載しております。
3. 当行及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は71百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められた場合、その他会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められた場合は、その事実に基づき検討を行い解任又は不再任が妥当と判断した時は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

7 業務の適正を確保する体制

当行は、当行グループ（当行及び連結される子会社）における業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会において決議しております。

本決議内容につきましては、内容を適宜見直したうえで修正決議を行っており、当事業年度末現在の決議内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 金融機関として信用を維持し、金融の円滑化等の公共的使命と社会的責任を認識し、地域・お客さま、株主などのステークホルダーの信頼を得るため、法令等遵守を経営の最重要課題と位置付け全役職員が遵守すべき「基本的指針」及び「行動規範」を「行動憲章」として定める。
- コンプライアンス体制の基本的な枠組みを規定するため、「コンプライアンス規程」を定めコンプライアンスの徹底を図る。
- 「顧客保護等管理方針」を定め、顧客保護等管理に関する諸規程を制定し顧客の保護及び利便性の向上を図るほか、「金融円滑化基本方針」を定め、規程を制定し金融仲介機能を積極的に発揮するための適切な管理態勢を整備・確立する。
- コンプライアンスや顧客保護等管理に関する重要事項を協議決定するため、行内の横断的な組織として頭取を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。
- 年度毎にコンプライアンス等の実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を策定し、その実施状況を確認し適宜見直しを行う。
- 各部署におけるコンプライアンスを徹底するため、担当者としてコンプライアンス・オフィサーを配置する。
- 法令等違反行為の未然防止や早期発見と早期是正を図ることを目的とし、コンプライアンス統括部署のほか監査役や外部弁護士を通報窓口とする内部通報制度「コンプライアンス・ホットライン」の適正な運用に努める。
- コンプライアンスを実現するための具体的な手引書として「コンプライアンス・ハンドブック」を制定し全役職員に周知のうえ、集合研修・職場単位での勉強会を定期的を実施し、コンプライアンス意識の高揚を図る。
- 懲戒規程を制定し、懲戒処分における公平性・透明性を示すことにより法令等を遵守する姿勢を明確にする。
- また、「反社会的勢力等対応規程」・「マナー・ローダリング防止規程」を制定し、反社会的勢力等に対しては組織として毅然とした態度で対応し関係を遮断・排除するとともに、金融機関の業務を通じマナー・ローダリングやテロ資金供与、預金口座の不正利用などの組織犯罪等に利用されることを防止するための態勢を整備する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・「文書規程」等諸規程に基づき、各種会議等の議事録や稟議書等重要な職務の執行に係る情報について記録し、適切に保存・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・「統合的リスク管理規程」及びリスク毎の管理規程において管理体制、管理方法等のリスク管理方針を定め、各種委員会や会議においてリスクの特定・評価・モニタリングを行い適切にリスクのコントロール及び削減を行う。
- ・各リスクは各々の主管部署で管理するほか、リスク管理全体を組織横断的に統括する部署でリスク管理の徹底を図る。
- ・また、自然災害、システム障害など業務継続に重要な影響を及ぼす不測の事態に適切に対処するため、「危機管理計画書」及び各種対応マニュアルを制定したうえ定期的に訓練を実施し危機管理態勢を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会においては、取締役会の役割、責任と義務を定めた「取締役会規程」に基づき、経営の基本方針等業務の執行を決定するとともに取締役の職務の執行を監督する。
- ・取締役会で決定した基本方針に基づき、日常の経営に関する重要な事項及び取締役会より委任された事項を協議決定するため、主要な役員で組織される常務会を適宜開催して速やかな検討を行うなど、効率的な運営を図る。
- ・あわせて、役職者の職務権限を明確に定めることにより、業務の組織的かつ効率的な運営を行う。

(5) 当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当行及び子会社の連携強化と総合金融サービスの強化を図るためグループ会社運営規程を定め、子会社の業況概要その他の重要な情報について当行への報告を義務付けるほか、子会社のリスク管理については当行の主管部署を定め適切に指導を行う。
- ・当行及び子会社の代表者等が出席するグループ会社運営会議を定期的で開催し、子会社からの決算状況、重点施策及びリスク管理状況の報告に基づき課題等を討議する。
- ・子会社の代表者は当行支店長会に出席し伝達された経営方針に則り職務を執行するほか、職務権限を定めた規程を策定し業務の組織的かつ効率的な運営を行う。
- ・子会社の役職員が遵守すべき「行動憲章」及びコンプライアンスに関する諸規程を制定するほか、子会社にコンプライアンス・オフィサーを配置しコンプライアンスの徹底を図る。
- ・南都銀行グループは、内部通報制度「コンプライアンス・ホットライン」の適正な運用に努める。

- 南都銀行グループの財務報告の信頼性を確保するため財務報告に係る諸規程を定め、財務報告に係る内部統制を整備し運用する。
 - 内部監査部門は、南都銀行グループにおける業務の健全性・適切性を確保することを目的に内部監査を実施し、内部管理態勢の適切性・有効性を検証し評価する。
- (6) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
- 監査役の監査の実効性確保の観点から、監査役の職務を補助するため監査役会事務局を設置して使用人を配置し、当該使用人に監査役の業務を補助させる。
- (7) **監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- 取締役からの独立性を確保するため、監査役会事務局の使用人の人事異動、人事評価等については、あらかじめ監査役の同意を必要とする。
 - また、当該使用人は他部署の業務を兼務せず、監査役の指示に従いその命に服する。
- (8) **取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**
- 行内及び子会社に関する稟議書や議事録等、重要な文書については監査役へ適切に回付される体制を確保する。
 - 監査役が、取締役、内部監査部門等の使用人その他の者に対して当行及び子会社の内部監査結果、コンプライアンス等に関する報告を求めることや代表取締役との定期的な会合を持つことなどにより、情報収集ができる体制を確保する。
 - 南都銀行グループの役職員からの内部通報の状況については、監査役に報告する。
- (9) **上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- 内部通報に関する規程を定め、南都銀行グループの役職員は監査役へ内部通報をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保する。
- (10) **監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**
- 監査役がその職務の執行について、当行に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 監査役が、各種の重要会議に出席し必要があるときは意見を述べる機会を確保するほか、「監査役会規程」・「監査役監査基準」・「内部統制システムに係る監査の実施基準」等に基づき、有効かつ機能的な監査を実施できる体制を確立する。
- 監査役が、内部監査部門等との連携を十分に行うことができる体制を確保する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当行の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制について

- コンプライアンス委員会を2回開催し、コンプライアンスの実現のための実践計画である「コンプライアンス・プログラム」の実施状況を確認しております。また、コンプライアンスを実現するための具体的な手引書として制定した「コンプライアンス・ハンドブック」を全役職員に周知するとともに、職場単位で毎月コンプライアンス勉強会を実施し、全役職員のコンプライアンスマインドの醸成に努めております。

(2) リスク管理体制について

- 資産負債総合管理及びリスク管理に関する重要事項を協議するALM委員会を12回、オペレーショナル・リスク管理委員会を2回開催し、リスクの特定・評価・モニタリングを行い、適切なリスクのコントロールに努めております。
また、危機管理計画書に基づき、危機事象発生を想定した訓練を実施し、危機管理体制の実効性の確保と継続的な改善に努めております。

(3) 取締役の職務執行について

- 取締役会を14回開催し、経営に関する重要事項や業務執行の決定を行うほか、取締役の職務執行の監督を行っております。また、主要な役員で組織する常務会を40回開催し、日常の経営に関する重要事項及び取締役会より委任された事項を協議決定しております。

(4) 当行グループの管理体制について

- グループ会社の運営会議を2回開催し、子会社からの決算状況、重点施策及びリスク管理状況の報告に基づき経営課題等について討議しております。また、業況概要やその他重要な情報について毎月報告書の提出を義務付ける等適切に指導を行っております。

(5) 監査役の職務執行について

- 監査役会を15回開催し、常勤監査役からの当行の状況に関する報告及び監査役相互による意見交換等を行っております。また、常勤監査役は、監査役会で定めた監査方針・監査計画等に則り、取締役会、常務会等の重要な会議への出席や重要な決裁書類等の閲覧など、業務及び財産の調査を通して取締役の職務の執行を監査しております。また、代表取締役との定期的な意見交換会、会計監査人や内部監査部門との定例報告会等での意見交換、情報の聴取により、緊密な連携をとりながら実効性のある監査を実施しております。

8 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

9 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

10 会計参与に関する事項

該当ありません。

11 その他

該当ありません。

計算書類

第129期末 (平成29年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
現 金 預 け 金	736,374	預 金	4,747,743
現 金	47,072	当 座 預 金	129,778
預 け 金	689,301	普 通 預 金	2,404,682
コ ー ル 口 一	11,776	貯 蓄 預 金	24,687
買 入 金 銭 債 権	4,304	通 知 預 金	6,708
商 品 有 価 証 券	10	定 期 預 金	2,101,958
商 品 国 債 債 権	10	そ の 他 の 預 金	79,929
金 銭 の 信 託 券	31,000	譲 渡 性 預 金	33,003
有 価 証 券	1,688,099	売 現 先 勤 定	29,203
国 債 債 権	613,599	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	504,092
地 方 債 債 権	184,001	借 用 金	196,612
社 債 債 権	193,094	借 入 金	196,612
株 式 債 権	102,102	外 国 為 替	136
そ の 他 の 証 券 金	595,302	売 渡 外 国 為 替	59
貸 出 金	3,262,303	未 払 外 国 為 替	77
割 引 手 形 付	17,963	そ の 他 の 負 債	16,453
手 形 貸 付	58,813	未 決 済 為 替 借	12
当 座 貸 越	2,915,825	未 払 法 人 税 等	3,556
外 国 為 替	269,699	未 払 費 用	3,003
外 国 他 店 預 け	5,031	前 受 収 益	936
買 入 外 国 為 替	4,781	金 融 派 生 商 品	5,216
取 立 外 国 為 替	44	リ ー ス 債 務	1,634
そ の 他 の 資 産	206	資 産 除 去 債 務	443
前 払 費 用	33,228	そ の 他 の 負 債	1,651
未 収 収 益	243	退 職 給 付 引 当 金	15,005
先 取 引 差 入 証 拠 金	5,276	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	192
金 融 派 生 商 品	328	偶 発 損 失 引 当 金	965
そ の 他 の 資 産	2,718	繰 延 税 金 負 債	3,750
有 形 固 定 資 産	24,660	支 払 承 諾	8,995
建 物 地 産	40,381	負 債 の 部 合 計	5,556,156
土 地	11,192	純 資 産 の 部	
リ ー ス 資 産	25,491	資 本 剰 余 金	29,249
建 設 仮 勘 定	1,569	資 本 準 備 金	18,813
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	315	利 益 剰 余 金	18,813
無 形 固 定 資 産	4,371	利 益 準 備 金	157,329
ソ フ ト ウ ェ ア	1,813	そ の 他 利 益 剰 余 金	13,257
リ ー ス 資 産	3,123	別 途 積 立 金	144,071
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	163	繰 越 利 益 剰 余 金	130,940
支 払 承 諾 見 返	1,084	自 己 株 式	13,131
貸 倒 引 当 金	8,995	株 主 資 本 合 計	△1,828
	△22,943	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	203,564
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	43,509
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△409
		新 株 予 約 権	43,099
		純 資 産 の 部 合 計	112
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	246,776
資 産 の 部 合 計	5,802,932		5,802,932

第129期末(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)損益計算書

(単位：百万円)

科 経		目 益		金 額	
		常 用 収 入		74,210	
資	金	運	用	収	益
貸	出	券	金	利	息
有	証	口	利	配	当
コ	ル	の	一	ン	利
預	け	他	受	入	息
そ	の	取	引	等	利
役	務	為	替	手	収
受	入	の	の	務	数
そ	の	他	業	務	収
そ	の	為	替	売	益
外	国	等	債	券	益
国	債	他	の	業	益
そ	の	他	債	務	益
そ	の	他	の	常	益
償	却	債	権	取	益
株	式	等	売	却	益
金	の	信	託	運	益
そ	の	の	経	常	益
					53,401
					32,411
					20,371
					40
					423
					154
					9,699
					2,680
					7,019
					6,360
					227
					6,132
					0
					4,749
					802
					2,505
					158
					1,282
経		費		用	
				58,150	
資	金	調	達	費	用
預	渡	金	預	利	息
讓	一	性	マ	金	息
コ	ル	マ	ネ	一	利
売	現	先	引	支	利
債	借	取	金	支	利
借	用	金	ツ	支	利
金	ス	ワ	ッ	支	利
そ	の	他	の	支	利
役	務	取	引	等	費
支	払	為	替	手	数
そ	の	他	の	務	費
そ	の	業	務	費	用
商	品	価	証	券	買
国	債	等	債	券	却
金	融	派	生	商	費
営	の	業	他	経	費
そ	の	引	当	金	入
貸	倒	出	金	繰	入
貸	式	等	売	償	却
株	の	信	託	運	損
金	他	の	経	常	損
そ					用
					費
					3,745
					1,198
					4
					△9
					134
					1,725
					426
					209
					55
					4,311
					514
					3,797
					3,483
					0
					2,159
					1,322
					42,348
					4,261
					2,604
					779
					269
					72
					535
経		利		益	
特		損		失	
				16,059	
				—	
				118	
税	定	資	産	処	分
法	前	当	期	純	利
法	住	民	及	事	業
法	人	税	調	業	額
法	人	税	等	整	計
法	人	税	等	合	益
当	期	純	利	益	
					118
					4,160
					△335
					3,824
					12,116

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
現 金 預 け 金	736,472	預 金	4,737,336
コールローン及び買入手形	11,776	譲 渡 性 預 金	28,453
買 入 金 銭 債 権	4,304	売 現 先 勘 定	29,203
商 品 有 価 証 券	10	債券貸借取引受入担保金	504,092
金 銭 の 信 託	31,000	借 用 金	205,308
有 価 証 券	1,686,575	外 国 為 替	136
貸 出 金	3,252,218	そ の 他 負 債	23,419
外 国 為 替	5,031	退職給付に係る負債	25,115
そ の 他 資 産	57,042	睡眠預金払戻損失引当金	192
有 形 固 定 資 産	41,268	偶 発 損 失 引 当 金	965
建 物	12,013	繰 延 税 金 負 債	737
土 地	25,582	支 払 承 諾	8,995
建 設 仮 勘 定	315	負 債 の 部 合 計	5,563,956
その他の有形固定資産	3,357	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	4,755	資 本 金	29,249
ソ フ ト ウ エ ア	4,202	資 本 剰 余 金	26,075
その他の無形固定資産	552	利 益 剰 余 金	161,245
繰 延 税 金 資 産	1,307	自 己 株 式	△1,828
支 払 承 諾 見 返	8,995	株 主 資 本 合 計	214,742
貸 倒 引 当 金	△25,662	その他有価証券評価差額金	43,526
資 産 の 部 合 計	5,815,095	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△409
		退職給付に係る調整累計額	△6,831
		その他の包括利益累計額合計	36,284
		新 株 予 約 権	112
		純 資 産 の 部 合 計	251,139
		負債及び純資産の部合計	5,815,095

連結損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	81,161
資金運用収益	52,815
貸出証券利息配当金	32,372
コールローン利息及び買入手形利息	19,824
預け金の利息	40
その他の受入利息	423
役務の他の引業務等収益	154
その他の引業務等収益	17,176
償却の他の経常収益	6,360
その他の経常収益	4,809
償却の他の経常収益	978
その他の経常収益	3,830
経常費用	64,251
資金調達費用	3,738
預讓渡性預金利息	1,198
コールマネー利息及び売渡手形利息	3
売債借入金の利息	△9
借入金の利息	134
その他の支払利息	1,725
役務の他の支払利息	475
その他の支払利息	210
役務の他の引業務等費用	8,807
その他の引業務等費用	3,483
償却の他の経常費用	43,355
その他の経常費用	4,867
貸倒引当金の繰入額	2,584
その他の繰入額	2,282
経常利益	16,909
特別利益	68
特別損失	199
固定資産処分の損失	130
固定資産縮損	68
税引当り純利益	16,779
法人税、住民税及び等調整額	4,624
法人税、住民税及び等調整額	△353
当期純利益	4,270
当期純利益	12,508
親会社株主に帰属する当期純利益	12,508

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

株式会社 南都銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松山 和弘 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋宗 勝彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 紀平 聡志 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社南都銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第129期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

株式会社 南都銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松山 和弘	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋宗 勝彦	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	紀平 聡志	㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社南都銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社南都銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第129期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月11日

株式会社 南都銀行 監査役会

常勤監査役	橋本 正昭	㊟
常勤監査役	半田 隆雄	㊟
社外監査役	吉川 勝久	㊟
社外監査役	中村 正博	㊟

以上

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等のため内部留保を確保しつつ、継続的な安定配当の基本方針のもと、以下のとおりとさせていただきます。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当行普通株式1株につき金35円 総額939,352,365円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月30日

2. 剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目及びその額
別途積立金 10,100,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 10,100,000,000円

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役9名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役2名を含む取締役9名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当行における地位
1	うえ の やす お 植 野 康 夫 再任	取締役会長
2	はし もと たか し 橋 本 隆 史 再任	取締役頭取（代表取締役）
3	きた よし ひこ 北 義 彦 再任	取締役専務執行役員 （代表取締役）
4	みの わ なお き 箕 輪 尚 起 再任	取締役専務執行役員 （代表取締役）
5	はぎ はら とおる 萩 原 徹 再任	取締役常務執行役員
6	かわ い しげ より 河 井 重 順 再任	取締役常務執行役員 営業戦略本部長
7	なか むろ かず おみ 中 室 和 臣 新任	執行役員監査部長
8	なか がわ ひろし 中 川 洋 再任 社外	取締役（社外取締役）
9	きた むら また ざ え もん 北村 又左衛門 再任 社外	取締役（社外取締役）

1

うえ
植の やす お
野 康 夫

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和43年 4月 当行入行	平成14年 6月 当行常務取締役資産査定統括室長事務取扱
平成 2年 2月 当行天満支店長	平成16年 6月 当行専務取締役
平成 5年 6月 当行業務部次長	平成17年 6月 当行専務取締役(代表取締役)
平成 6年 7月 当行営業企画部次長	平成20年 6月 当行取締役頭取(代表取締役)
平成 8年 7月 当行営業統括部次長	平成27年 6月 当行取締役会長(現任)
平成 9年 6月 当行資金証券部長	
平成11年 6月 当行取締役人事情部長	
平成12年 6月 当行取締役本店営業部長	

生 年 月 日 昭和20年 1月27日

所有する当行の株式数 6,220株

選任の理由

頭取として銀行経営に長年携わり、率先して法令等遵守態勢や内部管理態勢等の構築に取り組み、また、断固たる態度で反社会的勢力との関係の遮断排除を講じているなど、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識・経験を有することから取締役候補者として選任しております。

2

はし
橋も と た か し
本 隆 史

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和52年 4月 当行入行	平成22年 6月 当行常務取締役営業統括部長
平成11年 6月 当行上牧支店長	平成23年 6月 当行常務取締役大阪地区本部長
平成13年 4月 当行営業統括部京都法人営業室長	平成25年 6月 当行常務取締役
平成14年 6月 当行営業統括部副部長兼京都法人営業室長	平成26年 6月 当行専務取締役
平成15年 6月 当行京都支店長	平成27年 6月 当行取締役頭取(代表取締役)(現任)
平成17年 6月 当行公務部長	監査部担当
平成19年 6月 当行取締役人事情部長	

生 年 月 日 昭和29年 5月20日

所有する当行の株式数 4,000株

選任の理由

法令等遵守及び内部管理態勢の構築に取り組み、また率先して反社会的勢力の関係遮断、排除にも取り組むことにより当行に対する公共の信頼維持に努めております。営業推進及び管理・事務部門をはじめ、あらゆる銀行業務に精通しており、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識・経験を有することから取締役候補者として選任しております。

3

きた
北

よし
義

ひこ
彦

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和53年 4月 当行入行	平成24年 6月 当行常務取締役東京支店長 兼東京事務所長
平成12年10月 当行久津川支店長	平成25年 6月 当行常務取締役総合企画部 長
平成15年 4月 当行宇治大久保支店長	平成26年 6月 当行常務取締役監査部長
平成15年 6月 当行本店営業部次長	平成27年 4月 当行常務取締役
平成16年 6月 当行営業統括部副部長	平成27年 6月 当行常務取締役 (代表取締役)
平成17年 6月 当行高田支店長	平成29年 4月 当行取締役専務執行役員 (代表取締役) (現任) コンプライアンス部、リスク 管理部、人事部担当
平成19年 6月 当行営業統括部長	
平成21年 6月 当行取締役営業統括部長	
平成22年 4月 当行取締役営業統括部長 兼バリュー開発部長	
平成22年 6月 当行取締役東京支店長 兼東京事務所長	

生 年 月 日 昭和30年7月11日

所有する当行の株式数 3,240株

選任の
理 由

営業推進、企画・監査・管理・人事部門等あらゆる銀行業務に精通しており、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識・経験を有することから取締役候補者として選任しております。

4

みの
箕

わ
輪

なお
尚

き
起

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和54年 4月 当行入行	平成24年 4月 当行取締役審査部長
平成13年 2月 当行審査部部長代理	平成25年 6月 当行常勤監査役
平成16年 6月 当行審査部次長	平成27年 6月 当行常務取締役
平成17年 6月 当行審査部副部長	平成29年 4月 当行取締役専務執行役員 (代表取締役) (現任) 秘書室、審査部、市場運用 部、総務部担当
平成20年 6月 当行総合企画部長	
平成21年 6月 当行取締役総合企画部長	
平成22年 6月 当行取締役本店営業部長	

生 年 月 日 昭和31年2月17日

所有する当行の株式数 5,900株

選任の
理 由

審査・企画・管理・事務部門を中心に経験・知識が豊富で業務に精通しており、また、監査役も2年間経験し、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識・経験を有することから取締役候補者として選任しております。

5

はぎ
萩



生 年 月 日

昭和32年9月5日

所有する当行の株式数

4,500株

はら
原

とおる
徹

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和55年 4月 当行入行	平成24年 6月 当行取締役総合企画部長
平成13年 6月 当行本店営業部奈良市役所出張所長	平成25年 6月 当行取締役東京支店長兼東京事務所長
平成15年 6月 当行上牧支店長	平成27年 6月 当行常務取締役大阪地区本部長
平成17年 6月 当行南支店長	平成28年 4月 当行常務取締役
平成19年 6月 当行京都支店長	平成29年 4月 当行取締役常務執行役員(現任)
平成21年 6月 当行総合企画部副部长	経営企画部、事務サポート部、システム部担当
平成23年 4月 当行監査部長	
平成24年 4月 当行総合企画部長	

選任の理由

営業推進及び企画・監査部門を中心に知識・経験が豊富であり、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識・経験を有することから取締役候補者として選任しております。

6

かわ
河



生 年 月 日

昭和33年11月2日

所有する当行の株式数

2,000株

い
井

しげ
重

より
順

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和57年 4月 当行入行	平成28年 4月 当行常務取締役営業戦略本部長
平成14年 6月 当行和歌山北支店長	平成29年 4月 当行取締役常務執行役員営業戦略本部長(現任)
平成17年 6月 当行真美ヶ丘支店長	営業支援部、法人営業部、個人営業部、プライベートバンキング部、公務・地域活力創造部、大阪地区本部長
平成19年 6月 当行王寺支店長	
平成21年 6月 当行営業統括部副部长	
平成23年 4月 当行個人営業部長	
平成25年 6月 当行取締役監査部長	
平成26年 6月 当行取締役バリュー開発部長	
平成27年 4月 当行取締役営業統括部長	

選任の理由

営業推進及び監査部門ともバランスよく精通しており、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識・経験を有することから取締役候補者として選任しております。

7 ^{なか} 中 ^{むろ} 室 ^{かず} 和 ^{おみ} 臣

新任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和58年 4月 当行入行	平成25年 4月 当行総合企画部副部長
平成17年 6月 当行経営管理部部長代理	平成25年 6月 当行営業統括部長
平成20年 6月 当行営業統括部次長	平成27年 4月 当行監査部長
平成21年 4月 当行営業統括部グループ長 兼FA室部内室長 兼テレフォンセンター長	平成27年 6月 当行取締役監査部長
平成22年 4月 当行学園前支店長	平成28年 4月 当行取締役執行役員個人営業部長
平成23年 4月 当行総合企画部副部長 兼IT投資企画室部内室長	平成28年 6月 当行執行役員個人営業部長
	平成29年 4月 当行執行役員監査部長（現任）

生 年 月 日 昭和35年8月11日

所有する当行の株式数 1,860株

選任の理由

営業推進、企画部門及び監査部門ともバランスよく精通しており、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識・経験を有することから取締役候補者として選任しております。

8 ^{なか} 中 ^{がわ} 川 ^{ひろし} 洋

再任 社外



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和50年 4月 日本銀行入行	平成28年 6月 当行社外取締役（現任）
平成10年 2月 同行高知支店長	平成28年 7月 損害保険ジャパン日本興亜株式会社顧問（現任）
平成15年 5月 同行検査室長	(重要な兼職の状況)
平成16年 6月 農林中央金庫常勤監事	三菱石油株式会社社外監査役
平成20年 6月 社団法人全国地方銀行協会 （現一般社団法人全国地方銀行協会）常務理事	損害保険ジャパン日本興亜株式会社顧問
平成23年 6月 三菱石油株式会社社外監査役（現任）	

生 年 月 日 昭和26年12月5日

所有する当行の株式数 200株

選任の理由

日本銀行にて検査室長、農林中央金庫にて常勤監事、一般社団法人全国地方銀行協会にて常務理事等を歴任。金融業界全般に精通し、社外取締役に期待される役割を十分に認識しており、高い見識を活かした大所高所から経営への意見具申等、銀行の経営管理を的確かつ公正に遂行できる豊富な知識・経験を有することから社外取締役候補者として選任しております。なお、同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと考えております。

9

きた むら また ざ え もん
北 村 又 左 衛 門

再任 社外



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和53年 4月 株式会社富士銀行（現みずほ銀行） 入行 **（重要な兼職の状況）**
北村林業株式会社代表取締役社長

昭和63年 2月 北村林業株式会社取締役

平成17年 9月 同社代表取締役社長（現任）

平成28年 6月 当行社外取締役（現任）

生 年 月 日 昭和29年8月6日

所有する当行の株式数 3,200株

選任の理由

北村林業株式会社にて代表取締役社長（現任）を長年務めており、企業経営者として企業経営全般に精通し、高い見識を活かした意見具申等、銀行の経営管理を的確かつ公正に遂行できる豊富な知識・経験を有することから社外取締役候補者として選任しております。

- 注 1. 各取締役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 中川洋、北村又左衛門の両氏の当行社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
3. 中川洋、北村又左衛門の両氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届出しております。本総会において両氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 当行は、中川洋、北村又左衛門の両氏との間で、社外取締役が任務を怠ったことによる損害賠償責任の限度額を法令で規定する額とする旨の責任限定契約を締結しております。本総会において両氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。

独立性判断基準

社外取締役及び社外監査役の独立性は、現在又は最近（注1）において以下のいずれにも該当しないことを判断の基準としております。

- (1) 当行を主要な取引先（注2）とする者、又はその者が法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ）の場合にはその業務執行者。
- (2) 当行の主要な取引先（注2）、又はその者が法人等の場合にはその業務執行者。
- (3) 当行から役員報酬以外に、多額（注3）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家。（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
- (4) 当行から多額（注3）の寄付等を受ける者、又はその者が法人等の場合にはその業務執行者。
- (5) 当行の主要株主（注4）、又はその者が法人等の場合にはその業務執行者。
- (6) 次に掲げる者（重要（注5）でない者は除く）の近親者（注6）
 - A. 上記(1)～(5)に該当する者。
 - B. 当行及びその子会社の取締役、監査役、及び重要な使用人等。

(注1) 「最近」

実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外役員として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

(注2) 「主要な取引先」

- ・直近事業年度の連結売上高（当行の場合は連結業務粗利益）に占める割合が2%を超える者。
- ・当該取引先にとって最上位の与信供与を当行から受けている者で、かつ当行の取引方針の変更によって甚大な影響を受ける者。

(注3) 「多額」

過去3年平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人・組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高又は総収入の2%を超える金額。

(注4) 「主要株主」

当行の直近事業年度末における総議決権の10%以上を保有する株主。

(注5) 「重要」

会社の役員・部長クラスの者や会計事務所や法律事務所等に所属する者については、公認会計士や弁護士等。

(注6) 「近親者」

二親等内の親族。

以上

(参考情報)

(普通株式の発行)

当行は、平成29年5月23日開催の取締役会で、公募による下記内容の普通株式の発行を決議いたしました。

(1) 発行株式の種類	株式会社 南都銀行 普通株式
(2) 発行新株式数	5,000,000株
(3) 資金の用途	運転資金

また、上記平成29年5月23日開催の取締役会で、野村証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる当行株式の売出し（貸株人から借入れる当行普通株式750,000株の売出し）に関連して、第三者割当による下記内容の普通株式の発行を決議いたしました。

(1) 発行株式の種類	株式会社 南都銀行 普通株式
(2) 発行新株式数	(上限)750,000株
(3) 割当先	野村証券株式会社
(4) 払込期日	平成29年7月4日(火)
(5) 資金の用途	運転資金

ご注意：この情報は、当行が普通株式の発行に関して取締役会で決議した内容をお知らせする参考情報であり、国内外を問わず、当行の発行する株式その他の有価証券への投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

株主総会会場のご案内



場所

奈良市橋本町16番地 当行本店6階大会議室



最寄駅

● 近鉄奈良線 奈良駅 … 徒歩約**5**分

● JR奈良駅 …………… 徒歩約**13**分